

法務研修セミナー 第35回報告

NITA 法廷弁護研修プログラム体験セミナーを傍聴して

中京大学法科大学院 教授・弁護士

福本博之

目次

第1 はじめに

- 1 PSIM (Professional Skills Instruction Materials) CONSORTIUM について
- 2 The National Institute for Trial Advocacy (NITA) について

第2 当日のセミナーの流れ (前半)

- 1 当日の会場
- 2 「陪審を説得するストーリーの語り方」
(Thomas J. Innes 弁護士)

(1) 冒頭陳述

(2) 最終弁論

3 「証人を通じてストーリーを語る」

(1) 主尋問 (Direct Examination)

(2) 反対尋問 (Cross Examination)

(3) 再主尋問 (Re-Direct Examination)

第3 当日のセミナーの流れ (後半)

- 1 「ハリス事件」の概要
- 2 陪審に自分のストーリーを伝える (実践)
- 3 証人への尋問 (実践)

第4 終わりに (感想)

PSIM
CONSORTIUM

法実務技能教育支援セミナー



NITA 法廷弁護研修プログラム体験セミナー

Thomas J. Innes / Marsha L. Levick

参加・傍聴無料 / 通訳付 (申込方法等は裏面をご覧ください)

受講定員 10名・傍聴定員 50名程度

※ 会場の収容人数を超えた場合には、締め切らせて頂きます。

日時：2013年 6月30日 (日) 10:00~17:00

会場：沖縄県市町村自治会館 4階大会議室

ゆいレール「旭橋駅」より徒歩5分・那覇バスターミナルより徒歩3分

主催：法実務技能教育教材研究開発 (PSIM) コンソーシアム
 名古屋大学大学院法学研究科・法科大学院
 共催：琉球大学法科大学院

第1 はじめに

1 PSIM (Professional Skills Instruction Materials) CONSORTIUM について

PSIM (Professional Skills Instruction Materials) CONSORTIUM (法実務技能教育教材研究開発協会) は、名古屋大学法科大学院を幹事校として構成された組織体 (参加校35校、海外オブザー

パー校5校)であり、法科大学院における法実務技能教育の質の向上のために、教材コンテンツを参加大学が共同で開発、蓄積し、その提供(配信、配布)に係わる問題点について検討するとともに、教育方法論を開発し、実務技能を教育できる人材の育成を図ることを目的とした様々な活動を行っている(PSIM コンソーシアム会則)。現在、本学もこのPSIM コンソーシアムの参加校となっている。

コンソーシアムにおいては、

- (1) 模擬裁判やロイヤリングなどの実務技能教材の開発・提供
- (2) 実務技能教育の教育方法論の開発
- (3) 実務技能教育の教育者養成プログラムの開発

などが実践されているが、今回、報告者が参加したセミナーも、このPSIM CONSORTIUM及び名古屋大学法学研究科・法科大学院の主催、琉球大学法科大学院の共催により開かれた「第16回 法実務技能教育支援セミナー：NITA 法廷弁護研修プログラム体験セミナー」であり、平成25年6月30日(日)、沖縄県市町村自治会館(4階大会議室)にて、午前10時から午後5時まで行われた。

開催案内には、「このセミナーでは、刑事裁判を対象として、アメリカにおける弁護士等の継続教育機関であるNITA(National Institute for Trial Advocacy:全米法廷技術研修所)より2名の講師をお招きし、法廷弁護に関する実践方式の研修プログラムの一部をご紹介します。法科大学院生や若手弁護士の受講者には、法廷弁護技術訓練のエッセンスを実際に体験していただくとともに、法科大学院の教員の方には、研修プログラムを傍聴する事によって法廷弁護に関する教育方法のあり方を検討する機会にさせていただければと考えております。」と趣旨説明が記載されている。

2 The National Institute for Trial Advocacy (NITA) について

このNITAについて少し触れておいたほうが良いであろう。

NITAの公式ホームページを開くと、その概要が次のように書かれている。

「The National Institute for Trial Advocacy (NITA) is the nation's leading provider of legal advocacy skills training. A 501(c)(3) not-for-profit organization based in Boulder, Colorado, NITA pioneered the legal skills learning-by-doing methodology over 40 years ago and has since remained the ultimate standard in continuing legal education.」

(訳) 全米法廷技術研修所(NITA)は、法廷弁護技術の全国有数のプロバイダー(提供者)です。

コロラド州ボルダー市の501(c)(3)に基づく非営利組織であるNITAは、40年以上も前から実技を通して学ぶ法的なスキル理論を開発して以来、法学教育の継続において究極の標準を維持し続けています。

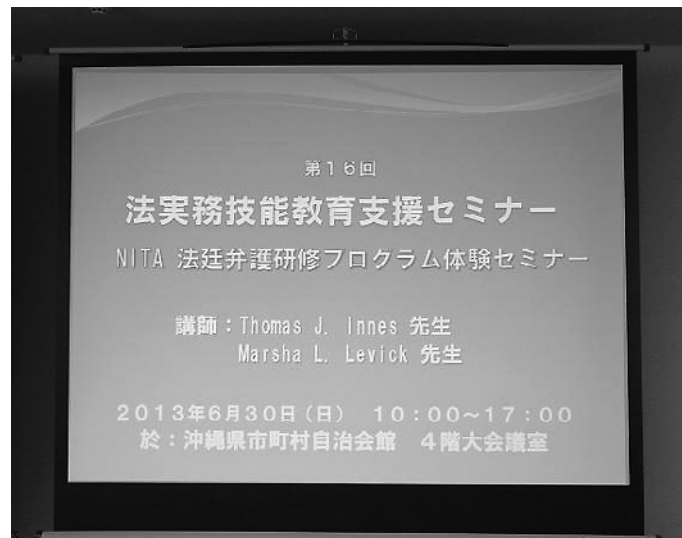
「Our goal is the same as yours — to provide the best academic training available. Our unique learning-by-doing methodology, combined with our exceptional classroom materials, gives law school students exceptional practical skills training.」

(訳) 私たちの目標は、あなたと同じです — 利用可能な最高の学校教育を提供すること。我々の卓越した教室の材料と組み合わせた我々独自の学習によって、実技を通して学ぶ法的なスキル理

論は、ロースクールの学生に非常に優れた実用的な技能訓練を提供します。

いささか、宣伝文句の引用めいてしまったようであるが、これらを読むと、NITA が、実技を通して法的スキルを習得させるという独自の教育理論により、米国の法科大学院生らに様々な実技訓練プログラムを提供している組織であることが分かる。

以下は、報告者が傍聴した同セミナーの概要と NITA の〈learning-by-doing methodology〉のエッセンスの一部についてまとめたものである。



第2 当日のセミナーの流れ (前半)

1 会場正面には、パワー・ポイントを上映するための2枚のスクリーン(英文用、和訳用)が並び、正面スクリーンに向かって右側に、講師席及び3名の通訳席が設けられ、その手前に受講者(体験者)席、それに続いて我々が座る傍聴席が設けられていた。

当日は、講師として Thomas J. Innes 弁護士(20年以上もの間 NITA の講師を勤め、ペンシルバニア大学、ヴィラノバ大学、テンプル大学など数多くのロースクールで教鞭を執っているほか、ワシントン DC、テキサス州、カリフォルニア州等、各地で数多くの法廷弁護プログラムを手がけている)、Marsha L. Levick 弁護士(少年法の専門家として全米で知られている。著名事件をはじめ豊富な訴訟経験を有し、子どもの権利に関する講演・著作活動も行う。幅広い活躍に数多くの受賞歴があるほか、ペンシルバニア大学とテンプル大学のロースクールでは教鞭も執っている)のお二人が招かれていた。

受講者は法科大学院生、弁護士などで若手の人が多く、講師の先生の真ん前の座席に座り、我々は後ろの座席で Session の模様を傍聴するという配置である。

2 まず、プログラムの導入として、「陪審を説得するストーリーの語り方」と題して、Innes 弁

護士による講義が始められた。



Thomas J. Innes 弁護士

これは、事実認定者とのより良いコミュニケーションのためにどのような工夫が必要なのか、ということテーマにしたものである。パワー・ポイントでは、「だれもが、面白い話は好きなものである。」と映し出され、「どの弁論もひとつのストーリーであり、どの弁護士もストーリーの語り手である。」と続く。すなわち事実認定者（陪審員）に対して、弁護士は良い「ストーリー（物語）」を語らなければならない、ということがテーマである。「1. 我々は、自分自身に自然にストーリーを持っている。2. 我々は、ストーリーの形で『世界』を理解する。3. 我々は、ストーリーに沿って物事を思い出す。」だからこそ、弁護士がストーリーを語る事が重要なのだ、と説明された。そして、良いストーリーとは「1. 信憑性がある。2. 完全である（欠落がない）。3. 矛盾がない。4. 筋が通っている。」ことだという。

(1) 弁護士が法廷でストーリーを語るまず最初の場面は「冒頭陳述」である。

(注) 我が国の刑事訴訟手続においては、次のような規定がある。

第二百九十一条 検察官は、まず、起訴状を朗読しなければならない。

2 前条第一項又は第三項の決定があつたときは、前項の起訴状の朗読は、被害者特定事項を明らかにしない方法で行うものとする。この場合においては、検察官は、被告人に起訴状を示さなければならない。

3 裁判長は、起訴状の朗読が終わった後、被告人に対し、終始沈黙し、又は個々の質問に対し陳述を拒むことができる旨その他裁判所の規則で定める被告人の権利を保護するため必要な事項を告げた上、被告人及び弁護人に対し、被告事件について陳述する機会を与えなければならない。

この冒頭陳述においては、

■ あなたの主張を示す。

- あなたの主張のストーリーを語る。
- 事実の見通しを立てる。
- あなた自身を示す。
- あなたと証拠の信憑性を確立する。

ことが重要であるとされた。この段階において、情緒的に聴き手（陪審員）の心を惹きつけられ、あなたの依頼者（被告人）に有利な決定をしようと判断することは正しいことだ、と思わせる効果を与えると同時に、依頼者をより人間らしく見せる初頭効果と近親効果（報告者注：被告人が決して、普通人とは異質で異常な存在などではなく、自分たちと変わらない普通の人間なのだと思わせる効果、と考えればよいであろう）を与えるという。「陪審員は、『法廷』という見知らぬ世界にやって来た不案内な人々」であり、そこには「見慣れない光景」や「異様な雰囲気」があり、「多くの人々」がいて、「理解できない言葉」が飛び交っている。だからこそ、弁護士は、陪審員に対して、平易で日常的な言葉で話すこと、あなたが陪審員たちの「通訳者」となってあげることが重要であるとされた。

(2) 弁護士が法廷でストーリーを語る最後の場面が「最終弁論」である。

(注) 我が国の刑事訴訟手続においては、次のような規定がある。

第二百九十三条 証拠調が終わった後、検察官は、事実及び法律の適用について意見を陳述しなければならない。

2 被告人及び弁護人は、意見を陳述することができる。

この最終弁論は、弁護人がストーリーを語る、二度目で、最後のチャンスである。

ここにおいては、

- 自分を勝たせる説得論拠（テーマ）を語る。
- 裁判員を惹き込む。
- いかん、どうして、有利な判決を得るか。
- 証拠の重要性。
- 信憑性の争点の明確化。

が目的とされる。陪審員には、①あなたに〈賛成〉する陪審員、②あなたに〈反対〉する陪審員、③〈日和見的な〉陪審員、の3タイプがあるが、特に、③のタイプの陪審員に狙いを定めることが重要であるとされた。

3 以上が、弁護士がストーリーを語る場面であるが、次に、証人を通じてストーリーを語るという場面がある。そして、その場面とは、①主尋問（Direct Examination）、②反対尋問（Cross Examination）、③再主尋問（Re-Direct Examination）、の各段階である。

ところで、本稿をお読みになっているあなたが法科大学院生であれば、ここで、少し我が国の刑事訴訟手続のおさらいをしておこうと思う。

【問】 刑事裁判の当事者が権利として認められている証人尋問はどこまでの尋問までか？

【答】 刑事訴訟法規則に定めがある。

第百九十九条の二 訴訟関係人がまず証人を尋問するときは、次の順序による。

- 一 証人の尋問を請求した者の尋問（主尋問）
- 二 相手方の尋問（反対尋問）
- 三 証人の尋問を請求した者の再度の尋問（再主尋問）

2 訴訟関係人は、裁判長の許可を受けて、更に尋問することができる。

すなわち、当事者の尋問の権利として認められているのは〈再主尋問〉までであり、その後の再反対尋問、再々主尋問…があるとしても、それは尋問権ではないから、「裁判長の許可が必要」とされているのである。

（1）主尋問（Direct Examination）

この尋問においては、弁護士は〈広げる質問形式：Open-End〉を用いなければならないとされる。これに對置するのが〈狭める質問形式：Closed-End〉である。

前者（Open-End）は、〈レポーターが用いる言葉〉と形容される。つまり、あたかもテレビ局のレポーターがインタビュー相手に対して「そのとき、あなたはどこにいたのですか？」とか「そこで、あなたは何を目撃したのですか？」とか「被害者の様子はどうだったのですか？」といった形式の質問である。答える内容は、すべて証人の自由な言葉に委ねられるという意味において、開かれた質問ということになる。

他方、後者（Closed-End）は、「一語での答えを許す（あるいは強いる）」質問形式である。例えば「そのときあなたは、〇〇の位置にいたのですか？」とか「そこから被害者の姿が見えましたね？」とか「被害者は酒を飲んでいましたか？」とか「酔っばらって、一人で立って歩けない様子だったのですか？」といった形式の質問である。この質問に対しては、証言はすべて「はい」か「いいえ」のどちらかの答えに限定されてしまう。すなわち、「誘導尋問」と呼ばれる質問形式である。

（注）我が国の刑事訴訟法規則には、次のような規定がある。

第百九十九条の三 主尋問は、立証すべき事項及びこれに関連する事項について行う。

2 主尋問においては、証人の供述の証明力を争うために必要な事項についても尋問することができる。

3 主尋問においては、誘導尋問をしてはならない。ただし、次の場合には、誘導尋問をすることができる。

- 一 証人の身分、経歴、交友関係等で、実質的な尋問に入るに先だって明らかにする必要

- のある準備的な事項に関するとき。
- 二 訴訟関係人に争わないことが明らかな事項に関するとき。
 - 三 証人の記憶が明らかでない事項についてその記憶を喚起するため必要があるとき。
 - 四 証人が主尋問者に対して敵意又は反感を示すとき。
 - 五 証人が証言を避けようとする事項に関するとき。
 - 六 証人が前の供述と相反するか又は実質的に異なる供述をした場合において、その供述した事項に関するとき。
 - 七 その他誘導尋問を必要とする特別の事情があるとき。
- 4 誘導尋問をするについては、書面の朗読その他証人の供述に不当な影響を及ぼすおそれのある方法を避けるように注意しなければならない。
 - 5 裁判長は、誘導尋問を相当でないと認めるときは、これを制限することができる。

主尋問においては、Open-Endの形式によって、質問者（弁護士）は、「証人自身にストーリーを語らせる」ことを忘れてはならない。つまり、ここでの主役は証人であって、質問者（弁護士）が主役となってはならない。弁護士は、主役である証人の口を通じて陪審員に事件のストーリーを語って聴かせなければならないのである。そして、そこでの言葉は理解しやすい言葉である必要があり、そこで語られるストーリーの中身は、非創造的であったり、聴き手の興味を失わせ退屈させるようなものであってはならない。

そして、質問ごとにヘッドライン（見出し）をつけて、話の場面設定や転換点を明確にすべきことが強調された。例えば、「まず、事件現場となったバーの店内の様子についてお尋ねします。」とか、「次に、被害者と被告人が店内で口論となったときのことについて、お聞かせ下さい。」とか、「口論が収まり、被害者が店から出て行った後のことについてお聞きます。」というように、これから行う質問がどの時点、どの段階、どの場面のことであるかをまず明確にしたうえで、質問を始める、ということである。これによって、聴き手（陪審員）は、どの状況に関してのストーリーが語られるのかが、明確に分かるからである。

主尋問における最後の質問も重要である。

- 決して、誘導尋問で終わらせない。
- 決して、反対意見を誘発する質問で終わらせない。
- 常に、陪審員が思い出す答えを導くように終わらせる。
- 常に、インパクトを持って終わらせる（「50ドル紙幣を燃やすように」）。

これはどういうことかというと、誘導尋問、すなわち「はい」や「いいえ」の答えで終わってしまえばインパクトがないということであり、反対意見を誘発するような質問は逆効果であることはいうまでもなく、最後の質問によって陪審員がそれまでの一連のストーリーをすべて思い起こせるようにすることで、ストーリーを矛盾なく信憑性を持たせて完結させることが重要、ということである。

主尋問における証人は、質問者（弁護士）が尋問の請求をした証人であり、通常は被告人に有

利な証言を引き出し得る証人で、弁護人にとってみればいわば〈味方〉の存在なのであるから、通常ならば、尋問の前に証人との入念な打ち合わせが可能である。

すなわち、主尋問は〈事前の準備〉がすべてである。

(2) 反対尋問 (Cross Examination)

主尋問の終了後、次に相手方当事者から行われる尋問が、反対尋問である。

(注) 我が国の刑事訴訟法規則には、次のような規定がある。

第九十九条の四 反対尋問は、主尋問に現われた事項及びこれに関連する事項並びに証人の供述の証明力を争うために必要な事項について行う。

- 2 反対尋問は、特段の事情のない限り、主尋問終了後直ちに行わなければならない。
- 3 反対尋問においては、必要があるときは、誘導尋問をすることができる。
- 4 裁判長は、誘導尋問を相当でないと認めるときは、これを制限することができる。

反対尋問においては、その目標を明確に意識して行わなければならない。その目標とは、証人から役立つ情報を引き出すことで、あなたの主張の信用性を高めることであり、証人とその証言に限界があることを明確にすることにより、主尋問によって受けたこちら側のダメージを最小限にとどめることであり、さらには主尋問の信用性を覆すことである。

同時に、質問者（弁護人）が証人をコントロールすればするほど、この目標に近づくことができる。すなわち、反対尋問においては、主役は質問者（弁護人）であって、決して証人に主役の地位を与えてはならないのである。

そのコントロールの方法とは、次のようなものであると説明された。

- すべて Closed-End の質問（誘導尋問）をし、Open-End の質問をしない。
- 「なぜ？」は使わない。
- 証人に説明させない。
- 1つの質問につき1つの事実のみを訊き、1つの質問ごとに事実を積み上げていく。
- 証人が明らかに同意している事実を訊く。
- 最小の幅で、短い質問で事実を訊く。
- 二重否定の質問を避ける。
- 抑揚とリズムをつける。
- 最も重要な点は最終弁論に取っておく。

多少の説明を補足すれば、反対尋問においては、証人に自由な発言の余地を与えないようにする、ということである。証人の口から、すべての質問に対して「はい」という証言のみを引き出すことによって、陪審員に、質問者（弁護人）が証人から正しい事実を引き出しているという強い印象を抱かせることになり、結果的に、あなたの主張の信用性を高めることにつながるというものである。

また「1つの質問につき1つの事実のみを訊く」というルールの意味は、次の例を考えれば分

かるであろう。

質問者「そのとき、被害者は酒に酔った状態で、被告人の胸ぐらを掴んで大声を出していたのですね？」

証人「いいえ」

質問者は、この問いに対して証人から「はい」の一語を引き出そうとして見事に失敗してしまったのであるが、この質問のどこがいけなかったのであろうか？これでは、証人の「いいえ」という答えが、どの具体的事実を否定しているのかがまったく分からないからである。①被害者が酒に酔っていたという事実なのか、②被害者が被告人の胸ぐらを掴んだという事実なのか、③被害者が大声を出していたという事実なのか？質問者は、また最初に戻って、一から一つひとつの質問をやり直さなければならなくなり、質問の意図が曖昧となり陪審員を混乱させるとともに、時間の無駄にもつながるからである。

「二重否定の質問を避ける」というルールについても、次の例を考えれば分かるであろう。

質問者「そのとき被告人は、被害者に対して、それほど悪い感情を剥き出しにしていたわけではなかったのですね？」

証人「いいえ」

質問者は、被告人が被害者に対して、特段の悪感情を抱いていなかったという事実を認めさせようとして行った質問であるが、「いいえ」の答えでは、悪感情を抱いていたのか、いなかったのかが、不明確なままで終わってしまう。また、質問のやり直しである。

このような Session ののち、Innes 弁護士はスクリーンに次の質問を映し出した。

『私は何を着ているだろうか？』

そして、受講生一人ひとりに対し、すべて Closed-End の質問で、自分からその答えを引き出しなさいとリクエストして、反対尋問の実践が行われた。こんな具合である。「あなたは、ボウタイをしていますね？」「yes」、「あなたは眼鏡をかけていますね？」「yes」、「あなたは革靴を履いていますね？」「yes」、そして何番目かの受講生が「あなたは、ピン・ストライプのジャケットを着ていますね？」と質問した途端、Innes 弁護士からは、「1つの質問につき1つの事実のみ！」というルール違反で、イエロー・カードが示された。

(3) 再主尋問 (Re-Direct Examination)

再主尋問は、再度の主尋問である。

(注) 我が国の刑事訴訟法規則には、次のような規定がある。

第百九十九条の七 再主尋問は、反対尋問に現われた事項及びこれに関連する事項について行う。

2 再主尋問については、主尋問の例による。

3 第百九十九条の五の規定は、再主尋問の場合に準用する。

そして、次のような問題提起がなされた。「果たしてこれが必要だろうか？」である。

つまり、再主尋問を行っていい場合は、①必要とされる時に限って、②絶対に証人に準備が出来ているときに限って、という2つの場合だけ、とされた。そして、再主尋問の目的は、反対尋問によって受けたダメージを最小限にするか、なかったことにすることにあるとし、やむを得ずこれを行う場合には、現場において細心の注意を払うべし！との教訓が示された。

第3 当日のセミナーの流れ（後半）

1 「ハリス事件」の概要

本セミナーに先立って、受講生と傍聴者には予め「ハリス事件」というNITAの教材用記録が配布されていた。以下に、簡単に事案の概要を説明しておく。

- (1) ニタ州は被告人ハリスを傷害罪で起訴した。
- (2) 州の主張は次のとおり。

2012年3月2日、ヘンリーは友人のエバとともに、ニタ市内の「ガス・バー」で酒を飲んでいました。午後11時頃、ハリスとエドワードはガス・バーにやって来て彼らの隣席に座ったが、ヘンリーは、彼らがエバに対し嫌らしい目つきをし、侮辱的な発言をしたと主張している。その後両者の間でけんかが始まったが、警察が到着したことで、その場は収まり、大きな怪我人なども出なかった。

州によれば、その後ヘンリーは帰宅途中に、ガス・バーから約15メートル離れたところで、被告人に襲撃された。ハリスはハウキの柄でヘンリーを殴り、エドワードはブーツを履いた足でヘンリーを踏みつけた。ヘンリーは頭蓋骨骨折で入院した。

被告人ハリスは、事件の翌日に一旦逮捕されたが、証拠不十分で釈放された。その後、共犯のエドワードが司法取引によって、新たな証言をしたことから、ハリスは再度逮捕され、起訴されるに至った。被告人ハリスはヘンリーに暴行を加えたことを否認しており、ヘンリーがガス・バーの中で暴れていたと述べている。そして自分は恋人に会うため、その後すぐに帰ったと強く主張しており、被告人は、エドワードがまだバーの近辺に残っていたとも述べている。

- (3) このような事案の概要に続いて、〈検察側〉エドワード、ヘンリー、エバ、ピーター（本件を捜査した担当警察官）、メリッサ（目撃者、ガス・バーのウェイトレス）の各大陪審証言など、〈弁護側〉ハリス、グレンダ（被告人の恋人）、メリッサ、ベン（被告人の元上司）の大陪審証言などが証拠として用意されている。その他、資料として、起訴状、ガス・バー店内見取り図、事件現場の見取り図（注：事件現場は、街灯の少ない通りから少し奥に入った路地裏で、人通りもないという状況設定である）、ニタ市通りの略図、病院の治療費明細書、などが添付されている。



Marsha L. Levick 弁護士と3人の通訳（女性）

2 陪審に自分のストーリーを伝える（実践）

ここでは、受講生がそれぞれ〈検察官役〉と〈弁護人役〉とに分かれて、別室でグループごとに事件の分析を行った。ここでは、犯罪の立証あるいは弁護のために必要な法的観点は何か、自分の側に有利な事実と最も不利な事実は何か、自分の側の主張を展開するにあたっての説得テーマや説得力ある論拠は何か、を考えなければならない。

その後、全員が集まったのち、各自2分間の持ち時間を与えられて、審理の最後の最終弁論で示すような形で、自分のストーリーを話す、という実践が行われた。受講生は、陪審員にとって、各自の話したストーリーが最も納得できるような形で、ストーリーを組み立てるとともに、効果的に証拠を示すことが求められることになる。

3 証人への尋問（実践）

次に、〈検察官役〉と〈弁護人役〉の受講生は、各自3分以内の持ち時間で、①証人エバに対する主尋問〈検察官役〉、②証人グレンダに対する主尋問〈弁護人役〉を行った。主尋問を行う場面は各自の自由選択に任せられており、受講生は先に講義を受けた主尋問のルールに則り、真剣な尋問を行っていた。

これが終わると、今度は、同様、各自3分以内の持ち時間で、③証人エバに対する反対尋問〈弁護人役〉、②証人グレンダに対する反対尋問〈検察官役〉、が行われた。ここにおいても、反対尋問のルールに則って、各自が尋問を行う必要があり、特に反対尋問において強調されていた「すべて『はい』で答えさせる誘導尋問」の実践が徹底的に求められることになる。少しでもこのルールに違反した反対尋問を行うと、即座に2名の弁護士（裁判官役）から「異議あり（Objection）」が飛んでくるという特殊ルールなので、受講生も必死に取り組んでいた。

第4 終わりに（感想）

セミナー当日は、午前10時から午後5時過ぎまで、適宜休憩を挟みながらも、非常に濃密な内容のSessionが展開された。このNITA法廷弁護研修プログラム体験セミナーは、ほぼ毎年、全国各地で開催されており、昨年6月に京都産業大学で開催された際にも、報告者は傍聴者として参加している。今回が2度目のセミナー傍聴になるが、いずれのセミナーでも、刑事弁護における尋問の目的及びその手法が徹底的に理論化され明確に示されるとともに、その手法・理論に反するような尋問は即座に注意される。米国のロースクール生たちは、大学の学費のほかに自費でこのような有償のセミナーに参加し、自らの法的スキルを磨いているのである。

報告者が弁護士登録をしたのは今から23年前であるが、当時はもちろん、このような弁護士向けの法廷尋問技術について書かれた書物やセミナーなどはほとんどなく、ボスや先輩の弁護士たちの法廷での尋問をとにかく見よう見まねで勉強していた時代である。当時は、我が国には「裁判員裁判制度」はなく、尋問ももっぱら「職業裁判官」のみを意識して行っていればよかったから、それはそれなりに理にかなった尋問方式であったのかも知れない。

このNITA法廷弁護研修プログラムは、アメリカの刑事法廷における「陪審員」を十二分に意識して開発された理論と尋問技術であるから、この理論とスキルをそのまま、我が国の刑事法廷に持ち込んだからといって、必ずしもよい結果が出るとは限らない。しかしながら、平成21年5月に我が国においても「裁判員裁判制度」が導入され、以後、刑事法廷はそれまでとは全く様相が異なるものとなった。もとより、刑事法廷が単なる「Performanceの場」となってしまったのでは本末転倒であるが、とはいえ、裁判員として選ばれた一般市民に対して、弁護人がどのようにして、自分の主張する事実や量刑を受け容れさせるか、といった技術的側面もこれからは決して無視できない状況にあることもまた事実である。

そのような意味において、若い法科大学院生や弁護士らがこのようなプログラムに積極的に参加し、尋問の意味と目的をしっかりと理解したうえで、そのためのスキルを勉強して身につけていく必要性は、今後ますます高まっていくものといえる。